

愛知県産材認証機構 検査要領

第1条 愛知県産材認証機構（以下「機構」という。）は、次の各号に掲げる検査を行う。

- (1) 実績検査
- (2) 臨時検査

第2条 実績検査は、愛知県産材認証機構認証制度実施要領（以下要領）第9条の報告があった場合に、行う立ち入り検査である。

2 検査項目は、次のとおり

①証明状況

実績報告に基づき、出荷伝票、納品書、管理簿等を検査し、出入荷量等を確認

②分別管理

登録申請書の記載内容に基づき適切な分別管理を実施したかを確認

第3条 臨時検査は、認定事業者が不正に証明している可能性があるなど、検査の必要があると理事会または審査委員会の要請により抜き打ちに行う立ち入り検査である。検査項目については、前条と同じ。

第4条 検査員は、愛知県木材組合連合会職員の内、合法木材供給事業者研修を受講するなど、分別管理・文書管理を的確に行うために必要な知識を持つ者が行う。

第5条 立ち入り検査の旅費については、次のとおりとし、検査受験者に対し、明細を明らかにして請求するものとする。

①公共交通機関の場合

事務局から現地まで、最も合理的な経路を用いて積算したもの。

②自家用車利用の場合

別表に基づくものとする。

なお、宿泊を要する場合は、別表の宿泊料を請求する。

第6条 要領別表3の団体に属し、かつ、その団体の推薦を受けて登録された認定事業者が、別表2の名称を冠して認証した場合、機構は、その認定事業者の属する団体に第2条の検査を依頼する。団体は、その依頼に基づき無償で検査を行い、その結果を機構に報告する。

第7条 要領別表3の団体に属する認定事業者が、かつ、その団体の推薦を受けて登録された認定事業者が、不正に証明等を行っている場合、機構は、その認定事業者の属する団体に第3条の検査を依頼する。団体は、その依頼に基づき無償で検査を行い、その結果を機構に報告する。

(附 則)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。